

第111号議案

過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

〈目次〉	ページ
1 変更理由	1
2 長崎市の過疎地域	1
3 過疎新法の概要	2
4 長崎市過疎地域持続的発展計画体系図	3
5 三和地区における持続的発展の基本方針及び施策の柱	3
6 事業計画（令和4年度～7年度）《三和地区の主な事業抜粋》	4
【参 考】	
三和地区区域図	5
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）	6



過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

1 変更理由

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(過疎新法)に基づく過疎地域の持続的発展のための地方債などの財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用し、長崎市の過疎地域の持続的発展を実現するため、令和3年9月に、伊王島、高島、野母崎、外海及び香焼の5地区の過疎地域持続的発展市町村計画である「長崎市過疎地域持続的発展計画」を策定している。

今回、令和2年国勢調査の結果、令和4年4月1日に三和地区が過疎地域とみなされ、新たに三和地区計画を策定することに伴い、過疎新法第8条に基づき、「長崎市過疎地域持続的発展計画」の変更を行うもの。

2 長崎市の過疎地域 (法第3条)

R 4. 4. 1 追加公示 (R2 国勢調査)	R 3. 4. 1 公示 (H27 国勢調査)
<p><u>三和地区 (追加)</u> ※法第43条の規定に基づき、令和2年の国勢調査の結果を適用するもの。</p>	<p>伊王島地区、高島地区、野母崎地区、外海地区、香焼地区</p>
<p>(1) 人口要件 (中期) : 旧市町村単位での人口減少率 ※H7→R2の25年間で23%以上減少 三和地区 (▲23.2%)</p> <p>(2) 財政力要件 : 現在の市町村の財政力指数 ※全国市平均 0.64 以下→長崎市 0.59</p>	<p>(1) 人口要件 (長期) : 旧市町村単位での人口減少率 ※S50→H27の40年間で28%以上減少 伊王島地区 (▲63.5%) 高島地区 (▲95.4%) 野母崎地区 (▲50.9%) 外海地区 (▲68.3%) 香焼地区 (▲34.6%)</p> <p>(2) 財政力要件 : 現在の市町村の財政力指数 ※全国市平均 0.64 以下→長崎市 0.59</p>

3 過疎新法の概要

(1) 経緯

「過疎地域自立促進特別措置法」(過疎旧法)が令和3年3月末で期限を迎えるにあたり、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和13年3月末までの10年間の時限立法として、令和3年4月1日に施行された。

(2) 過疎新法の目的(法第1条)

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(3) 過疎地域持続的発展市町村計画(法第8条)

過疎地域の市町村は、持続的発展方針(※)に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる。また、当該市町村計画の変更について準用する。

※持続的発展方針…都道府県が過疎地域の持続的発展を図るために定める方針

(4) 過疎新法に基づく財政支援措置(法第12条、13条、14条)

ア 過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業に対する補助割合の特例

イ 過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業に過疎対策事業債の充当

(ア) 充当率：原則として100%

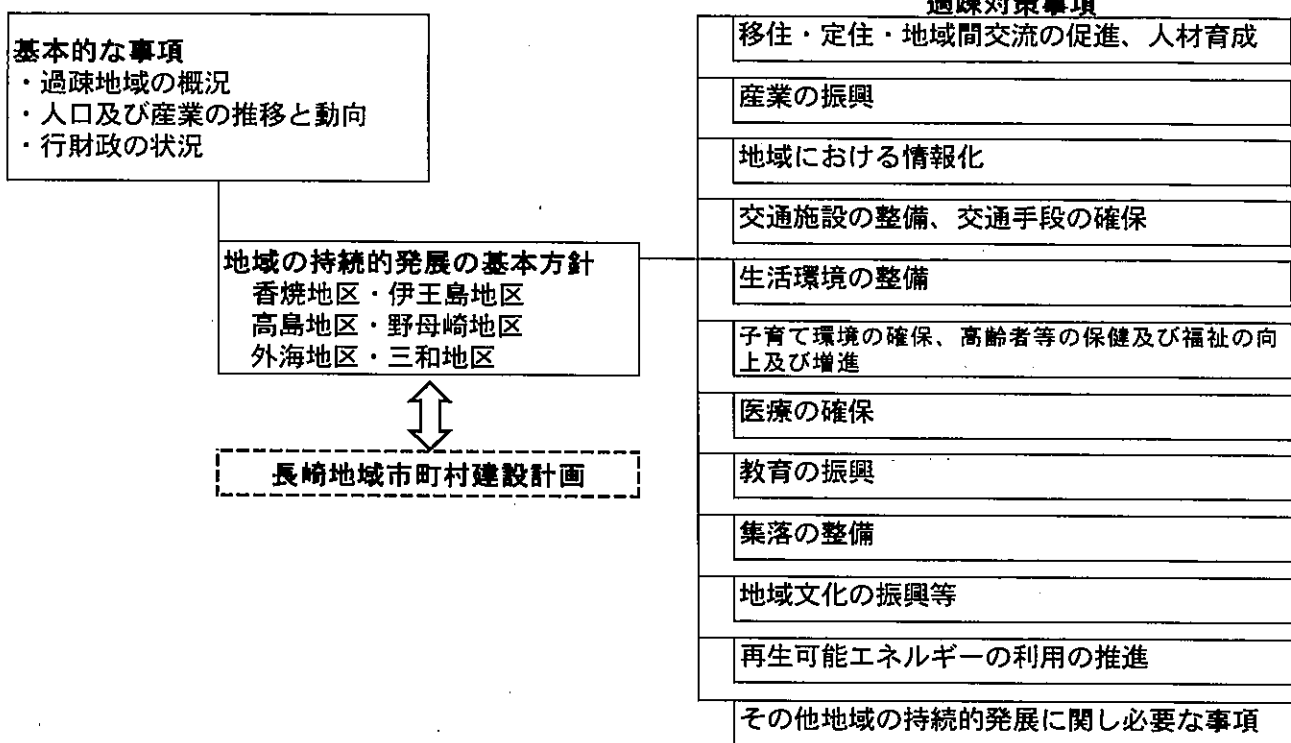
(イ) 交付税措置：起債の元利償還金の70%について普通交付税で措置

(5) 長崎市過疎地域持続的発展計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間(伊王島、高島、野母崎、外海、香焼)

令和4年度から令和7年度までの4年間(三和)

4 長崎市過疎地域持続的発展計画体系図



5 三和地区における持続的発展の基本方針及び施策の柱

(1) 基本方針

都心部のベッドタウンとしての良好な住環境の整備を図り、地区外への人口流出の抑制と新たな流入人口の受け皿づくりを進め、茂木地区と一体となったびわの産地としての振興を進める。

併せて、長崎南環状線、一般国道499号、県道、市道の早期整備を推進し、交通アクセスの改善に努める。

(2) 施策の柱

ア 南部地域の幹線道路である一般国道499号、主要地方道野母崎宿線などの早期整備、一般県道深堀三和線などの生活道路の整備促進のほか、教育環境の充実など、住民の利便性と快適性を高めるための住環境整備に取り組むことで住みよさを実感できるまちづくりを行い、定住促進を図る。

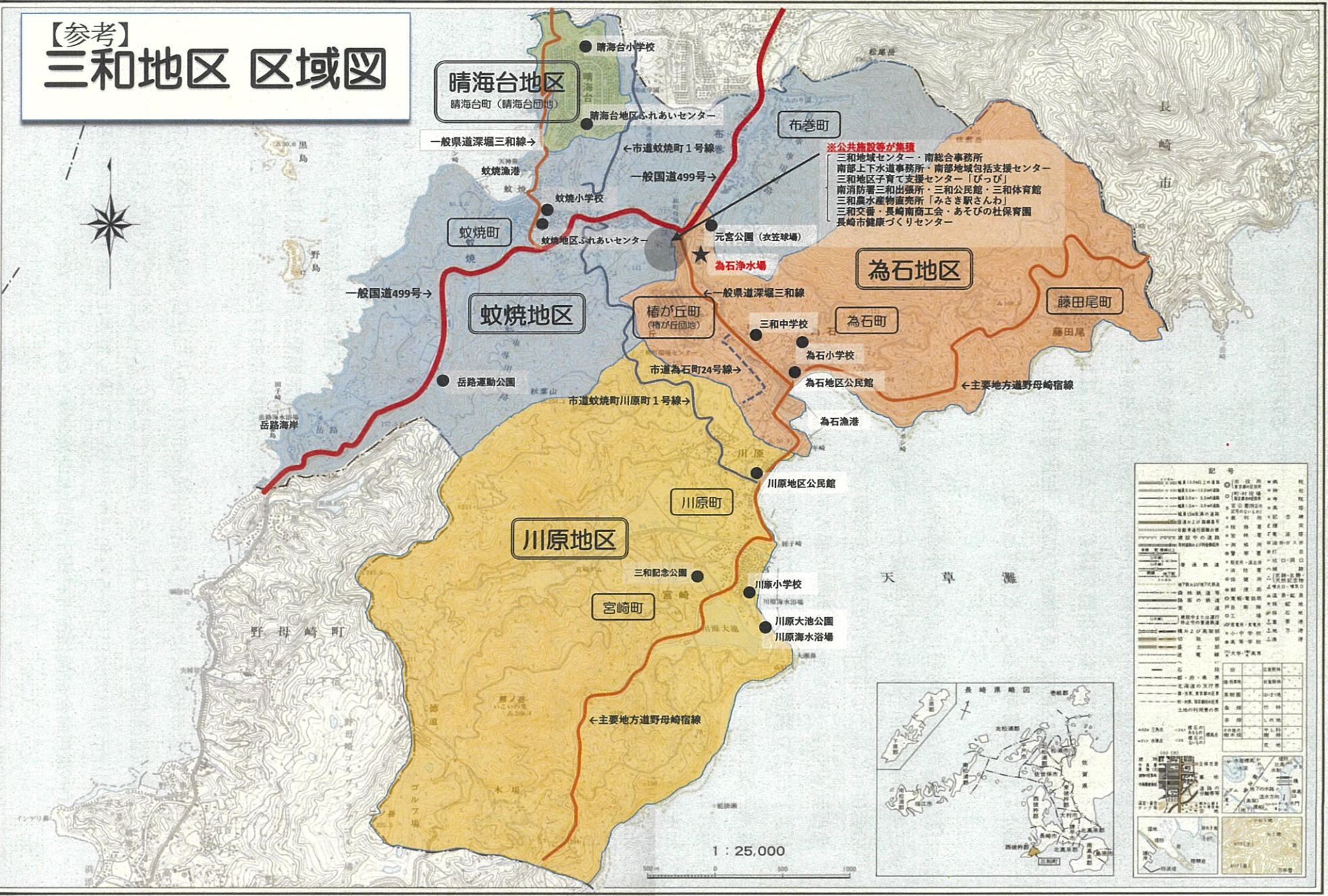
イ 岳路海岸や川原大池など恵まれた自然環境を保全活用した市民の憩いの場づくりや未利用地の利活用に取り組み、交流人口の拡大を図る。

ウ 農業については特産品である「びわ」を中心に、ブランド力を活かした消費の拡大、加工品等の高付加価値化に取り組むとともに、就業者の人材育成に向けた支援に努める。

6 事業計画（令和4年度～7年度）《三和地区の主な事業抜粋》

持続的発展施策区分	事業内容	事業主体
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	ながさきウェルカム推進事業	市
	過疎地域活性化事業費負担金	実行委員会
産業の振興	農業新規参入促進事業費補助金、担い手農家支援特別対策事業費補助金	農業者等
	新規漁業就業促進事業、漁港施設機能保全事業	市
	公園等施設整備事業	市
交通施設の整備、交通手段の確保	道路改良事業	市
	地域コミュニティバス運行事業	市
生活環境の整備	配水施設整備事業、公共下水道事業	市
	消防機器等整備事業	市
	既設公営住宅等改善事業	市
	市有財産解体事業	市
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障害者交通費助成事業	市
教育の振興	校舎等大規模改造事業	市
	公民館施設整備事業	市
再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー等導入促進事業	市
その他地域の持続的発展に関し必要な事項	為石浄水場の跡地活用	市

【参考】三和地区区域図



※公共施設等が集中
 三和地域センター・南総合事務所
 南部上下水道事務所・南部地域包括支援センター
 三和地区子育て支援センター「びっぴ」
 南消防署三和出張所・三和公民館・三和体育館
 三和農水産物直売所「みさき駅さんわ」
 三和交番・長崎南商工会・あそびの社保育園
 長崎市健康づくりセンター

記号

〇	●	△	■	▲	◆
⊙	⊛	⊠	⊡	⊢	⊣
⊤	⊥	⊦	⊧	⊨	⊩
⊪	⊫	⊬	⊭	⊮	⊯
⊰	⊱	⊲	⊳	⊴	⊵
⊶	⊷	⊸	⊹	⊺	⊻
⊼	⊽	⊾	⊿	⊿	⊿
○	△	□	◇	◇	◇
◇	◇	◇	◇	◇	◇
◇	◇	◇	◇	◇	◇
◇	◇	◇	◇	◇	◇
◇	◇	◇	◇	◇	◇



「この地図は、国土院長官の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平12九履、第550号)」

【参 考】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

（特定期間合併市町村に係る一部過疎）

第三条 特定期間合併市町村（平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村のうち、前条第一項、第四十一条第一項又は第四十二条の規定の適用を受ける区域をその区域とする市町村以外のものをいう。以下この条及び第六章において同じ。）であって、財政力指数で平成二十九年年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・六四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村（平成十一年三月三十一日に存在していた市町村であって、同年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）の区域（平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間の市町村の合併の日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）の前日における市町村の区域をいう。次項及び第四十一条第二項において「特定期間合併関係市町村の区域」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第一号、第二号又は第三号に該当する場合においては、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

- 一 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項及び次項において「特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。

二 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。

三 特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

四 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。

2 特定期間合併市町村であって、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村の区域のうち、特定期間合併関係市町村四十年間人口減少率が〇・二三以上である区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二十七年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満である区域に限る。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第八条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項

二 地域の持続的発展に関する目標

三 計画期間

四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 地域における情報化に関する事項

ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 生活環境の整備に関する事項

- ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
 - ト 医療の確保に関する事項
 - チ 教育の振興に関する事項
 - リ 集落の整備に関する事項
 - ヌ 地域文化の振興等に関する事項
 - ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項
- 五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項
- 3 市町村計画には、前項第四号口に掲げる事項に関し、過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興その他の産業の振興の促進に関する事項（以下この条及び第二十七条において「産業振興促進事項」という。）を記載することができる。
- 4 産業振興促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）
 - 二 産業振興促進区域において振興すべき業種
 - 三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項
- 5 市町村計画に第二項第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、他の市町村との連携に関する事項について記載するよう努めるものとする。
- 6 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、広域的な経済社会生活圏の整備の計画及び当該市町村計画を定めようとする市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならない。
- 7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第二項第四号に掲げる事項（産業振興促進事項を含む。）については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。
- 8 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めたときは、直ちに、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 9 主務大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容に関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。
- 10 第一項及び前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第十二条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該事業に関する法令の規定にかかわ

らず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

- 2 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

別表（第十二条関係）

事業の区分		国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	十分の五・五
児童福祉施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は幼保連携型認定こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二）まで
消防施設	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	十分の五・五

（国の補助等）

第十三条 国は、過疎地域の持続的発展を支援するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する改築等事業をいう。）として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校、中学校又

は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

（過疎地域の持続的発展のための地方債）

第十四条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道
- 二 漁港及び港湾
- 三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
- 四 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所
- 五 観光又はレクリエーションに関する施設
- 六 電気通信に関する施設
- 七 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの
- 八 下水処理のための施設
- 九 一般廃棄物処理のための施設
- 十 火葬場
- 十一 公民館その他の集会施設
- 十二 消防施設
- 十三 保育所及び児童館
- 十四 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）をいう。）
- 十五 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
- 十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設
- 十七 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）
- 十八 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学

校及び特別支援学校

十九 市町村立の専修学校及び各種学校

二十 図書館

二十一 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

二十二 地域文化の振興等を図るための施設

二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設
で政令で定めるもの

二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 市町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資若しくは施設の整備又は過疎地域持続的発展特別事業の実施につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（過疎地域の市町村以外の市町村の区域に対する適用）

第四十三条 この法律の規定（前条の規定を除く。）は、令和二年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

第三条第一項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数值が〇・六四	平均財政力指数が全ての市に係る平均財政力指数を合計して得た数值を全ての市の数で除して得た数值（当該数值に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	平成二十七年	令和二年

	平成二年	平成七年
	昭和五十年	昭和五十五年
	〇・二八	基準四十年間人口減少率
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	〇・三五	基準高齢者比率
	〇・一一	基準若年者比率
	〇・二一	基準二十五年間人口減少率
第三条第二項	財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数值が〇・四	平均財政力指数が全ての町村に係る平均財政力指数を合計して得た数值を全ての町村の数で除して得た数值（当該数值に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	〇・二三	基準四十年間人口減少率から〇・〇五を控除して得た率
	平成二十七年	令和二年
	平成二年	平成七年

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第三条 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。